

お葬式の費用負担は誰れ？！

阿保 秋声 ・ 会員

被相続人の死亡によって行われる葬儀は、お通夜～（仮葬）～本葬等々慌ただしいものです。初七日、四十九日などの費用もばかにならず、この費用をだれが負担するのか問題になることもしばしばと聞いています。

相続税法では、債務控除の対象となる葬式費用については、その第13条で「実際に支払った者から控除する」とはしておらず、「その者の負担に属する部分の金額を控除する」としています。さて、現実問題として、葬儀費用の負担者は取り敢えず「お金の工面ができる人（相続人）」となってしまう、負担者が後で割り振りされたとしても、これを確実に精算しているかというところでもない事例が考えられます。昨年末の話ですが、税務調査により、「贈与？」（実際に支払った者から現金の贈与を受け、それをもって葬儀費用に充当した）と認定されそうになり、結果、負担者を支払者に変えて（本事例では、香典収入は法定相続分（？）で分配し、葬儀費用は配偶者がその全額を負担していたにも拘らず、子等が負担した事にして配偶者の税額軽減の適用を受けていたため、結果として相続税の負担額が少なくなっていた）申告をし直した事例があったと聞いています。

事後処理（机上処理）対象となった案件らしいのですが、高額な葬儀費用であったためと、互助会費用2口が被相続人の銀行口座から引き落としになっていたが、積立金部分を財産として計上する必要があるのでないかという点が指摘されたとのこと。

調査により、参列した親族の交通費、宿泊費、喪服の購入費等も含めて否認されたとのことですが、そもそも被相続人の債務ではない葬式費用は「遺産分割の対象ではない」のですが、結果的に子の負担に属していないにも拘らず子の負担としていたことは問題とはなるでしょうが、皆さんどのように考えますか？葬儀費用を遺産分割の記載事項として誰が負担するのを明らかにする例は多いと思います。この事例で税務署の指摘を完璧に潜り抜ける部分があったのではないかと思いますので・・・どう考えますか？

葬儀費用を誰が負担すべきかということについては、1 喪主負担説、2 慣習負担説、3 共同相続人負担説、4 相続財産負担説の考え方があっていわれています。

相続人間で争いになった場合、3 の共同相続人負担説が採用されこれが主流となっているそうです。また、この3の共同相続人負担説も、法定相続分分割負担説と相続人間合意負担説の二説に分かれているとのこと（字句からその趣旨が読み取れると思います）。

ここで頭の隅っこに置いておく必要があるのが、相続税基本通達13-1において、相続を放棄した者や相続権を失った者が現実に葬儀費用を負担した場合には、その者が遺贈によって取得した財産から債務控除することを否定していない。つまり「道義的負担説」もOK!としている点です（も

っとも包括受遺者・相続人である受遺者でなければ OUT！で負担額が確定していること
お布施や戒名料は当然葬儀費用（領収証が条件）又はメモ書きでも OK）となりますし、会条件）
葬御礼を香典返しとは別に行っていればこれも OK です。初七日や四十九日の法要費用は該当しま
せんが、通夜・告別式と同時に初七日をしている場合、その代金が明確に区分されていなければあ
えて否認はされないでしょう。また、四十九日の納骨費用（別途領収書が必要）も OK です。

なお、相続開始後の墓地購入費や墓石のローンは OUT ですのでご注意を！